

令和6年度原子力総合防災訓練 実施成果報告書 関連資料

令和6年度原子力総合防災訓練実施成果報告書 関連資料

目次

(鍵括弧内：実施成果報告書の見出し)

「第1節 令和6年度原子力総合防災訓練の概要」

資料1	令和6年度原子力総合防災訓練の概要.....	1
資料2	令和6年度原子力総合防災訓練の結果概要.....	1
資料3	令和6年度原子力総合防災訓練の訓練内容.....	2
資料4	総合訓練の流れ.....	2
資料5	原子力緊急事態時の危機管理体制.....	4
資料6	令和6年度原子力総合防災訓練 訓練項目等.....	4
資料7	「2つのPDCAサイクル」による原子力防災体制の充実・強化.....	6

「第2節 令和6年度原子力総合防災訓練の評価要領等」

資料8	評価種別・方法.....	7
資料9	外部専門家・主な評価項目.....	7
資料10	訓練目的から評価に至る関係.....	8
資料11	訓練評価に基づく改善.....	8
資料12	訓練評価の全体像.....	9

「第3節 令和6年度原子力総合防災訓練の評価結果」

「2. 1 本部等運営に関する訓練項目」

○ 警戒事態

資料13	住民避難に係る意思決定の流れ（警戒事態）.....	9
資料14	警戒事態要請文（川内原子力発電所）.....	10
資料15	警戒事態における官邸チーム（内閣府）の活動状況.....	11
資料16	警戒事態におけるERCの活動状況.....	11
資料17	警戒事態におけるOFCの活動状況.....	13

○ 施設敷地緊急事態

資料18	住民避難に係る意思決定の流れ（施設敷地緊急事態）.....	13
資料19	川内地域における施設敷地緊急事態防護措置.....	14
資料20	施設敷地緊急事態要請文（川内原子力発電所）.....	15
資料21	施設敷地緊急事態における官邸チーム（内閣府）の活動状況.....	16
資料22	施設敷地緊急事態におけるERCの活動状況.....	16
資料23	施設敷地緊急事態におけるOFCの活動状況.....	17

○ 全面緊急事態

資料24	住民避難に係る意思決定の流れ（全面緊急事態）.....	18
資料25	川内地域における全面緊急事態防護措置.....	19
資料26	全面緊急事態指示文（川内原子力発電所）.....	20
資料27	住民避難に係る意思決定の流れ（一時移転）.....	21
資料28	OIL2における一時移転等の防護措置の実施に関する資料.....	21

資料 2 9	一時移転指示文案（川内原子力発電所）	22
資料 3 0	全面緊急事態における官邸の状況	23
資料 3 1	全面緊急事態における E R C の活動状況	23
資料 3 2	全面緊急事態における原子力被災者生活支援チームの活動状況	24
資料 3 3	県災害対策本部等及び県現地災害対策本部の活動状況	25
資料 3 4	薩摩川内市災害対策本部の活動状況	25
資料 3 5	全面緊急事態における O F C の活動状況	26

「2. 2 その他訓練項目」

○ 緊急時モニタリング訓練

資料 3 6	緊急時モニタリングの活動状況	27
--------	----------------	----

○ P A Z 地域内の施設敷地緊急事態要避難者の避難訓練

資料 3 7	P A Z 地域内の施設敷地緊急事態要避難者の避難（社会福祉施設等）	28
資料 3 8	P A Z 地域内の施設敷地緊急事態要避難者の避難（在宅）	28

○ P A Z 地域内の住民避難訓練

資料 3 9	P A Z 地域内の住民避難（薩摩川内市滄浪・寄田地区）	29
資料 4 0	P A Z 地域内の住民避難（薩摩川内市水引・峰山地区）	29

○ U P Z 内一部住民の一時移転訓練

資料 4 1	U P Z 内一部住民の一時移転（薩摩川内市隈之城地区）	30
資料 4 2	U P Z 内一部住民の一時移転（薩摩川内市甕島）	30
資料 4 3	U P Z 内一部住民の一時移転（いちき串木野市）	31
資料 4 4	U P Z 内一部住民の一時移転（阿久根市）	31
資料 4 5	U P Z 内一部住民の一時移転（鹿児島市）	32
資料 4 6	U P Z 内一部住民の一時移転（出水市）	32
資料 4 7	U P Z 内一部住民の一時移転（日置市）	33
資料 4 8	U P Z 内一部住民の一時移転（姶良市）	33
資料 4 9	U P Z 内一部住民の一時移転（さつま町）	34
資料 5 0	U P Z 内一部住民の一時移転（長島町）	34
資料 5 1	緊急速報メールと D X 活用	35
資料 5 2	孤立集落住民救出訓練	35

○ 避難退域時検査・簡易除染訓練

資料 5 3	避難退域時検査・簡易除染の活動状況	36
--------	-------------------	----

○ 物資調達・供給訓練

資料 5 4	国家備蓄安定ヨウ素剤輸送	36
--------	--------------	----

「2. 3 原子力事業者が参加主体となる訓練」

資料 5 5	原子力事業者訓練の実施状況	37
--------	---------------	----

令和6年度原子力総合防災訓練の概要

資料1

1. 訓練の位置付け及び目的

【原子力災害対策特別措置法第13条第1項に基づく防災訓練】

- ①国、地方公共団体及び原子力事業者における防災体制や関係機関における協力体制の実効性の確認
- ②原子力緊急事態における中央と現地の体制やマニュアルに定められた手順の確認
- ③「川内地域の緊急時対応」や地域防災計画等の検証
- ④訓練結果を踏まえた教訓事項の抽出
- ⑤原子力災害対策に係る要員の技能の習熟及び原子力防災に関する住民理解の促進

2. 実施時期

令和7年 2月14日(金)、15日(土)、16日(日)

3. 訓練の対象となる原子力事業所

九州電力株式会社 川内原子力発電所

4. 参加機関等

政府機関：内閣官房、内閣府、原子力規制委員会ほか関係省庁
地方公共団体：鹿児島県、薩摩川内市、いちき串木野市、阿久根市、鹿児島市、出水市、日置市、さつま町ほか
訓練対象事業者：九州電力株式会社
関係機関：量子科学技術研究開発機構、日本原子力研究開発機構 等

5. 訓練内容

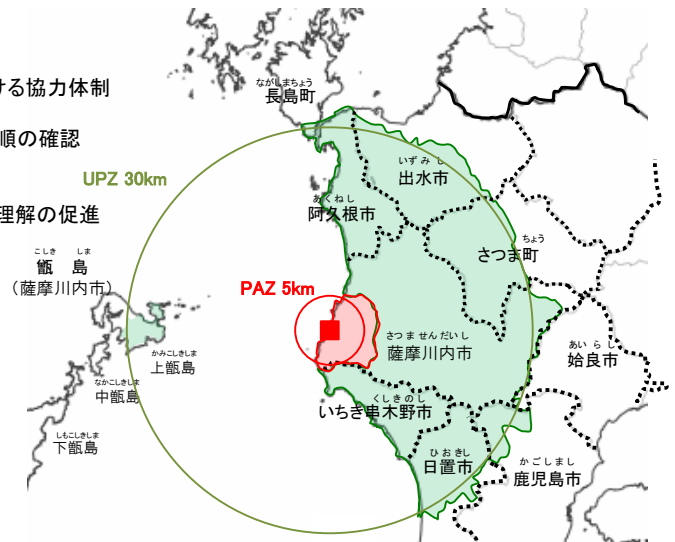
自然災害及び原子力災害の複合災害を想定し、上記事業所を対象に訓練を実施

重点項目

- (1)迅速な初動体制の確立
- (2)中央と現地組織の連携による防護措置の実施等に係る意思決定
- (3)住民避難、屋内退避等

訓練のポイント

- 自衛隊等の実動組織の協力のもと、ヘリコプター・船舶等のあらゆる手段を活用した県内外への広域的な住民避難の実効性の確認
- 能登半島地震の事例を踏まえ、南海トラフ地震等に備えた複合災害時の対応を検証
- 防災アプリによる避難住民の受入業務の円滑化や無人航空機を活用した航空機モニタリング等を実施



<概ね半径5km>

PAZ(予防的防護措置を準備する区域)：Precautionary Action Zone
⇒ 急速に進展する事故等も踏まえ、放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域

1市(薩摩川内市)

住民数:4,182人※

<概ね半径5～30km>

UPZ(緊急防護措置を準備する区域)：Urgent Protective Action Planning Zone
⇒ 事態の進展等に応じて、屋内退避や段階的避難等の緊急防護措置を準備する区域

7市2町(薩摩川内市、いちき串木野市、阿久根市、鹿児島市、出水市、日置市、始良市、さつま町、長島町)

住民数:198,143人※

※人口：令和2年4月1日時点

令和6年度原子力総合防災訓練の結果概要

資料2

1. 日付

令和7年2月14日(金)14:00 ~ 16日(日)17:00

2. 参加機関数等

参加機関 294機関
人数 約4,820人(うち、約1,300人の住民が参加)
[内訳]
指定行政機関等 26機関 約490人
指定地方行政機関等 28機関 約340人
地方公共団体等 88機関 約1,950人
指定公共機関等 10機関 約50人
指定地方公共機関等 20機関 約20人
原子力事業者 12機関 約400人
その他関係機関 110機関 約270人
避難・一時移転等参加住民数 約1,300人

3. PAZ地域内の施設敷地緊急事態要避難者の避難訓練

訓練地域	避難先(経由地・移動先等)	避難手段
鹿児島県 薩摩川内市	薩摩川内市旧澹浪小学校 体育館／旧寄田小学校体育館 始良市 始良高齢者福祉センター	福祉車両、福祉タクシー

4. PAZ地域内の住民避難訓練

訓練地域	避難先(経由地・移動先等)	避難手段
鹿児島県 薩摩川内市	薩摩川内市 川内港京泊頭／九州電力社用地 始良市 始良高齢者福祉センター	バス、船舶、ヘリ、自衛隊車両

5. UPZ内住民の屋内退避訓練

訓練地域	緊急速報メール、SNS、屋外スピーカー、原子力防災アプリ、広報車等による情報伝達等による住民等への屋内退避指示 住民は屋内退避ののち、一時集結所に集合
鹿児島県	

6. UPZ内一部住民の一時移転訓練

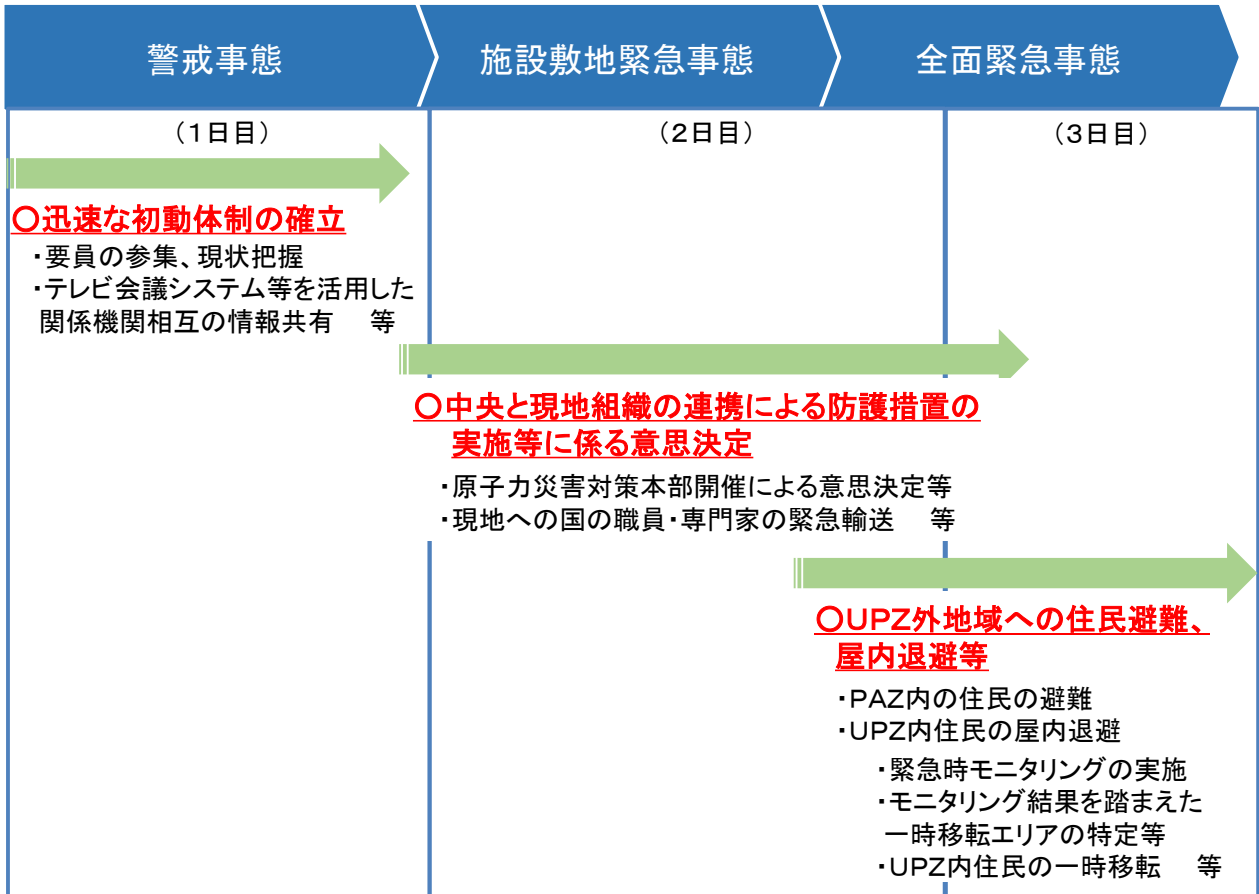
訓練地域	避難先(経由地・移動先等)	避難手段
鹿児島県 薩摩川内市	始良市 加治木支所 薩摩川内市上飯コミュニティセンター	バス
いちき串木野市	霧島市 横川公民館 いちき串木野市 ふれんどパーク羽島／串木野漁港	バス、ヘリ、巡視船
阿久根市	熊本県芦北町 熊本県立あしきた青少年の家	バス、乗用車
鹿児島市	鹿児島市 郡山中央構造改善センター／郡山中学校	バス
出水市	霧島市 横川公民館	バス、乗用車、福祉タクシー
日置市	南さつま市 金峰文化センター	バス、乗用車、福祉タクシー
始良市	始良市 始良高齢者福祉センター	乗用車
さつま町	さつま町 さつま農村環境改善センター	バス、乗用車
長島町	長島町 長島町総合町民体育館	バス、乗用車、消防団車両

令和6年度原子力総合防災訓練の訓練内容

資料3

(事象の推移)

事象発生



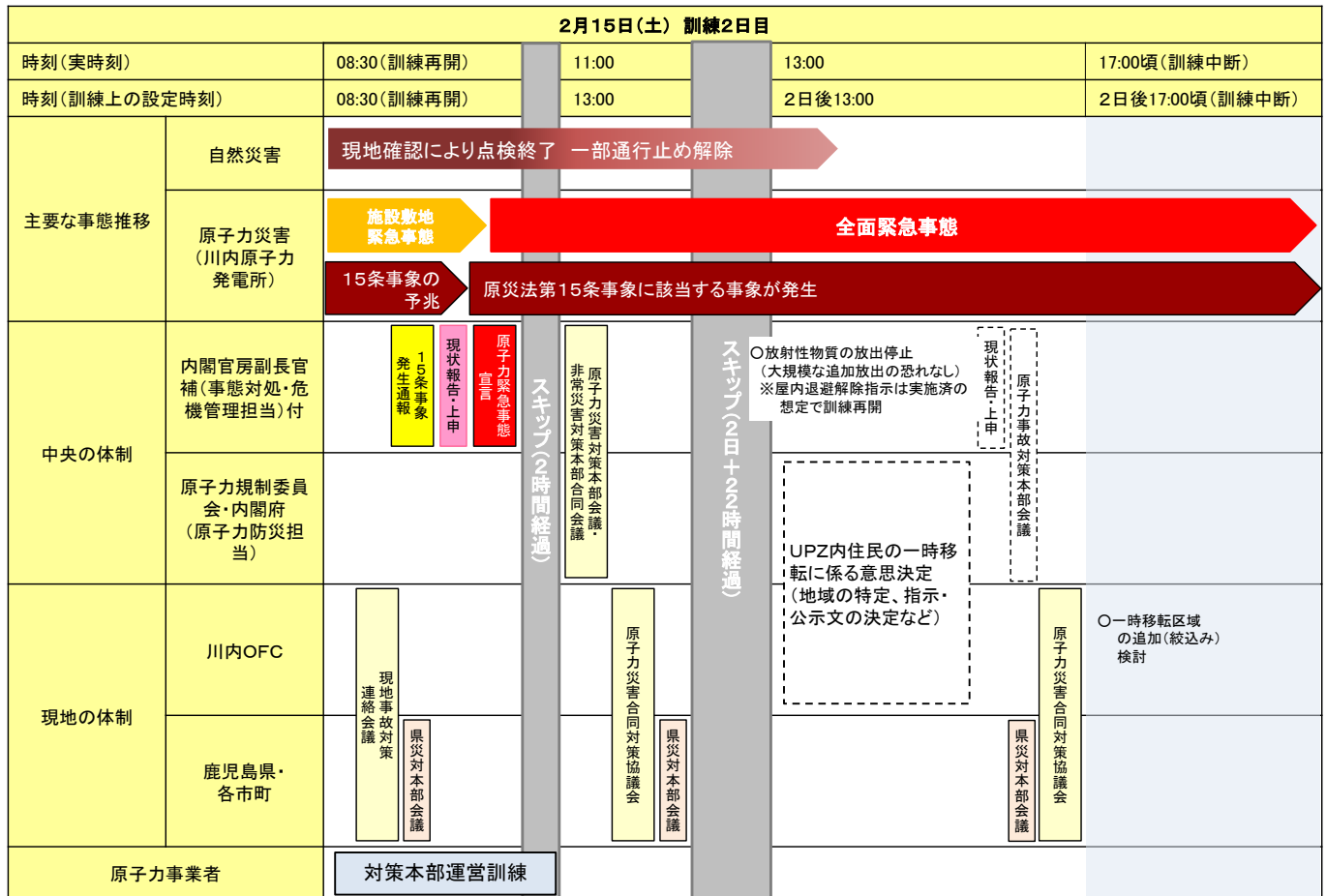
総合訓練の流れ(訓練シナリオ連動訓練)

資料4-1

2月14日(金) 訓練1日目			
時刻(実時刻)	14:00(訓練開始)	18:15(訓練中断)	
時刻(訓練上の設定時刻)	14:00(訓練開始)	18:15(訓練中断)	
主要な事態推移	自然災害	★14:00 地震発生 薩摩半島において道路・港の被害を確認	
	原子力災害 (川内原子力発電所)	警戒事態(AL①) 警戒事態(AL②) 施設敷地緊急事態 10条事象の予兆 原災法第10条事象に該当する事象が発生	
中央の体制	内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付	(地震)設置室	
	原子力規制委員会・内閣府(原子力防災担当)	事故警戒本部設置 10条事象発生通報 10条事象確認 事故対策本部設置 本部会議 事故対策本部	
現地の体制	川内OFC	事故現地警戒本部設置 事故現地対策本部設置 現地事故対策連絡会議	
	鹿児島県・各市町	災害対策本部設置 本部会議 災害対策本部	
原子力事業者		対策本部運営訓練	

総合訓練の流れ(訓練シナリオ連動訓練)

資料4-2



総合訓練の流れ(要素訓練)

資料4-3

	2月14日 (訓練1日目)	2月15日 (訓練2日目)	2月16日 (訓練3日目)
国	○要員緊急輸送訓練(ERC⇒入間基地 ⇒鹿児島空港⇒川内駐屯地)	○有人航空機モニタリング訓練 ○OEMC走行サーベ	
鹿児島県・ 各市町	○緊急時モニタリング訓練 (可搬型モニタリングポストの設置)	○PAZ地域内の施設敷地緊急事態 要避難者の避難訓練(薩摩川内市) ○PAZ地域内の住民避難訓練 (薩摩川内市) ○緊急時モニタリング訓練 (無人航空機モニタリング、海上モニタリ ング、土壌・大気・飲料水採取、モニタリ ング測定車による定点測定等) ○交通規制訓練(薩摩川内市)	○UPZ内一部住民の一時移転訓練 (薩摩川内市、いちき串木野市、 阿久根市、鹿児島市、出水市、 日置市、さつま町、長島町) ○避難退域時検査・簡易除染訓練 ○国家備蓄安定ヨウ素剤緊急配布・ 予防服用訓練 ○物資輸送訓練(薩摩川内市)
原子力 事業者	○原子力事業者災害対策支援拠点 運営訓練(出雲崎拠点) ○緊急時モニタリング訓練 (発電所構内) ○警備・避難誘導訓練	○原子力災害医療訓練 ○原子力事業者災害対策支援拠点 運営訓練(出雲崎拠点) ○事故収束訓練(発電所構内) ○原子力事業者支援連携訓練 (出雲崎拠点他)	

原子力緊急事態時の危機管理体制

資料5

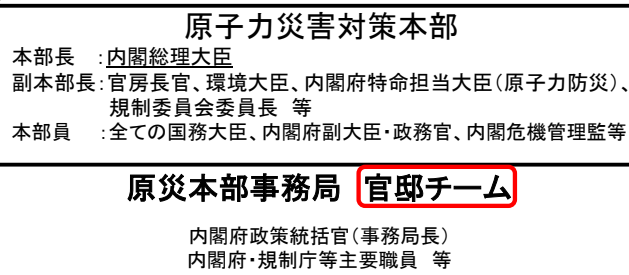
【中央】

国の職員の主な拠点は、

- 官邸チーム（官邸との調整）
 - ERCチーム（情報集約・状況判断）
 - OFCチーム（自治体との調整）
 - 原子力被災者生活支援チーム（避難住民の生活支援等）
- ERC: Emergency Response Center（緊急時対応センター）
OFC: Offsite Center（緊急事態応急対策拠点施設）

《官邸等》

※必要に応じ、状況報告

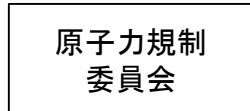


→ 指示・連絡

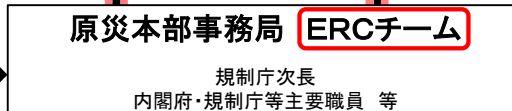
⇔ 調整・連携

原子力統合防災ネットワーク

《規制庁内ERC》



専門的・技術的知見

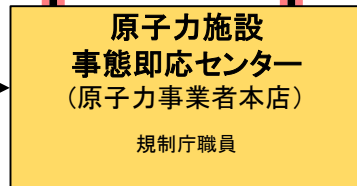
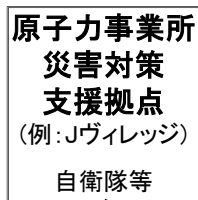


《原子力利用省庁執務室》



【現地】

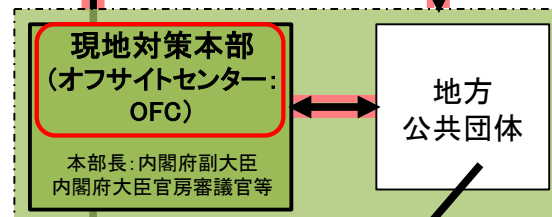
《オンサイト対応》



事業者の監督・支援等

原子力事業所（プラントの事故収束）

《オフサイト対応》



《合同対策協議会》
 住民の避難指示・支援等

原子力発電所外（住民の防護）

令和6年度原子力総合防災訓練 訓練項目等

資料6-1

訓練項目		訓練目標
本部等運営に関する訓練項目	原子力災害対策本部等運営訓練	警戒事態発生に伴う原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部、施設敷地緊急事態発生に伴う同事事故合同対策本部、全面緊急事態発生に伴う原子力災害対策本部を設置するとともに、各本部の運営を通じた関係機関の情報共有、連絡調整、意思決定等を行う。
	県災害対策本部等運営訓練	発電所の事故進展に応じて、関係地方公共団体において災害対策本部等を設置し、地域防災計画等に基づく応急対策を実施するとともに、テレビ会議システム等を活用し、ERC及びOFCとの間で継続的な情報共有を図る。
	県現地災害対策本部等運営訓練	発電所の事故進展に応じて、OFCに現地災害対策本部を設置し、NISS等を活用し、県災害対策本部やOFCとの間で継続的な情報共有を図る。
	オフサイトセンター運営訓練	OFC内組織の運営（原子力災害合同対策協議会の運営を含む。）を通じて、防護措置に係る関係地方公共団体等との具体的対策の検討、調整等を行う。

令和6年度原子力総合防災訓練 訓練項目等

資料6-2

訓練項目		訓練目標
その他の訓練項目	緊急時対応要員参集訓練	緊急事態区分の進展に応じて、各拠点に参集することとなっている緊急時対応要員の参集を実施する。
	緊急時通信連絡訓練	各拠点・関係機関の間で定められた通信連絡を行うとともに、現地の活動や避難状況について、ヘリコプターからの映像等を関係機関に伝送し、国と関係地方公共団体との間で情報共有を行う。
	国、地方公共団体、実動組織等の連携訓練	国、地方公共団体、実動組織、事業者等の間で、事態の進展に応じて迅速な情報収集及び共有、必要な連絡調整等を行うとともに、孤立集落への対応や断水対策、避難経路確保、通信環境復旧等を実施する。
	緊急時モニタリング訓練	緊急時モニタリング実施計画の策定等を行うとともに、国、地方公共団体、原子力事業者及び関係指定公共機関が連携して、航空機モニタリングを含めた緊急時における環境放射線のモニタリングを行う。
	PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者の避難訓練	施設敷地緊急事態発生時の通報を受け、PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者について、住民への広報活動、被災状況を踏まえた避難先の調整、輸送手段の確保、避難者の受入れ等を行い、避難等を実施する。
	PAZ内の住民避難訓練	原子力緊急事態宣言後、原子力災害対策本部からの避難指示を受け、PAZ内の住民について、被災状況を踏まえた避難先の調整、輸送手段の確保、住民への広報活動等を行うとともに、避難等を実施する。避難の実施にあたっては、地震被害により、所定の避難先へ避難できない事態を想定した代替の避難先への避難を実施する。また、鹿児島県原子力防災アプリを活用し、避難住民の受入業務の円滑化を図る。
	UPZ内住民の屋内退避訓練	原子力緊急事態宣言後、原子力災害対策本部からの屋内退避指示を受け、UPZ内の住民等への広報活動、各機関の情報伝達等を行い、家屋倒壊等により屋内退避が困難な場合の想定も含めて、避難所等における住民等の屋内退避を実施する。あわせて、屋内退避の意義等の理解促進を図る。
	UPZ内一部住民の一時移転訓練	OIL2の基準を超過したことに伴い、UPZ内で屋内退避中の一部住民について、一時移転先の調整、輸送手段の確保、住民等への広報活動等を行い、県内のUPZ外への一時移転を実施する。一時移転の実施にあたっては、地震被害により、所定の避難先へ避難できない事態を想定した代替の避難先への避難を併せて実施する。また、鹿児島県原子力防災アプリを活用し、避難住民の受入業務の円滑化を図る。

令和6年度原子力総合防災訓練 訓練項目等

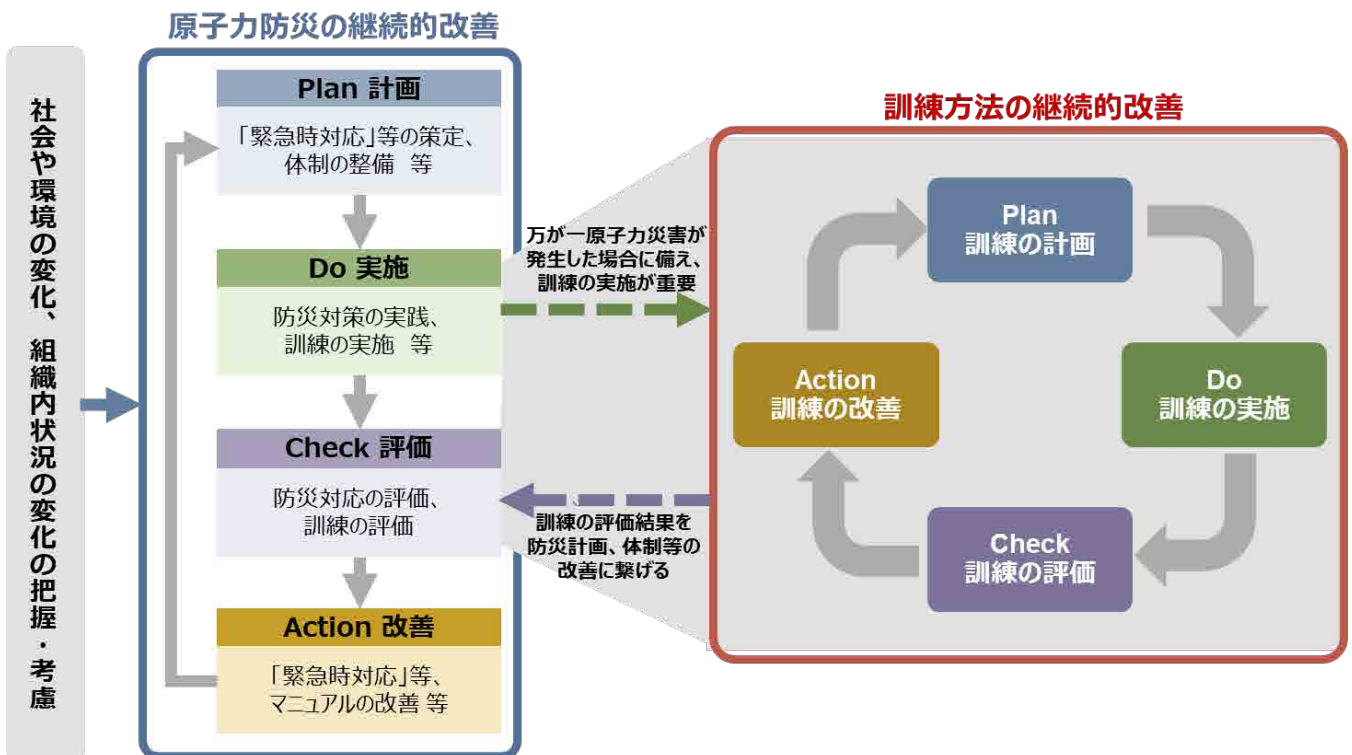
資料6-3

訓練項目		訓練目標
その他の訓練項目	安定ヨウ素剤緊急配布・服用訓練	原子力緊急事態宣言後、原子力災害対策本部からの避難指示を受け、PAZ等地域内の住民避難を実施する際、安定ヨウ素剤の緊急配布・服用を行う。また、OIL2の判断に基づく、UPZ内一部住民の一時移転等を実施する際、原子力対策本部からの指示を受け、住民への安定ヨウ素剤の緊急配布を行う。
	避難退域時検査・簡易除染訓練	OIL2の判断に基づき、UPZ内一部住民の一時移転等を実施する際、避難経路上に避難退域時検査等場所を設置し、避難用車両、住民の避難退域時検査及び簡易除染を行う。また、原子力防災アプリを活用し、避難退域時検査業務の円滑化を図る。
	原子力災害医療訓練	施設敷地緊急事態発生後、不測の事態に備え、国が備蓄する安定ヨウ素剤の輸送を実施する。ERC、OFC及び県災害対策本部間で原子力災害医療派遣チームの派遣調整について情報共有を行う。また、OIL2の判断に基づき一時移転する住民が、避難退域時検査場所において、OIL4超過のため除染が必要となったことを想定し、救急車等による搬送を行う。
	物資調達・供給訓練	避難所等における物資需要を把握し、食料・水等の調達・供給を行う。
	交通規制・警戒警備訓練	警察、道路管理者、海上保安庁等による交通規制、船舶航行規制や道路状況の確認等を行う。

訓練項目		訓練目標
原子力事業者が参加主体となる訓練	対策本部運営訓練	地震や発電所設備の故障等の発生に伴い、川内原子力発電所緊急時対策所(鹿児島県薩摩川内市)及び本社即応センター(福岡県福岡市)に対策本部を設置し、緊急事態応急対策を指揮するとともに、テレビ会議システム等を活用し、川内対策本部と本社対策本部、本社対策本部とERCとの間で情報共有を図る。
	通報連絡訓練	地震や発電所設備の故障等の発生に伴い、原子力事故等の状況について関係機関への通報連絡を行う。
	警備・避難誘導訓練	発電所構内作業等者の避難誘導及び避難場所への移動を行うとともに、発電所敷地内の立入制限を行う。
	原子力災害医療訓練	発電所構内における放射性物質汚染を伴う傷病者に対する汚染除去等の応急措置及び関係機関と連携し、医療機関への搬送等を行う。また、施設敷地緊急事態の発生後24時間以内に発電所構内に医療提供体制を確立するため、県外の関係機関等から医療関係者の派遣要請及び発電所構内への受入れを行う。
	事故収束訓練	施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の発生に伴い、発電所が保有する重大事故等対処設備を活用した事故拡大防止措置を行う。
	原子力事業所災害対策支援拠点運営訓練	原子力事業所災害対策支援拠点の設営・運営を行い、本社対策本部、原子力施設事態即応センター等との情報共有を行う。
	原子力事業者支援連携訓練	原子力災害時における原子力事業者間の協力協定等の取決めにに基づき、施設敷地緊急事態発生に伴う要員派遣、資機材提供の支援要請連絡、原子力緊急事態支援組織から提供を受けた資機材の発電所への搬送等を行う。
	緊急時モニタリング訓練	発電所対策本部からの指示に基づく必要なモニタリングポイントへの測定機器の配備及び測定結果を対策本部へ連絡する。

「2つのPDCAサイクル」による原子力防災体制の充実・強化

資料7



「原子力防災訓練ガイドンス 訓練の企画、実施、評価及び改善のあり方」(令和2年3月 内閣府(原子力防災担当))に基づく、「原子力防災及び訓練方法の継続的改善」から抽出

評価種別・方法

資料8

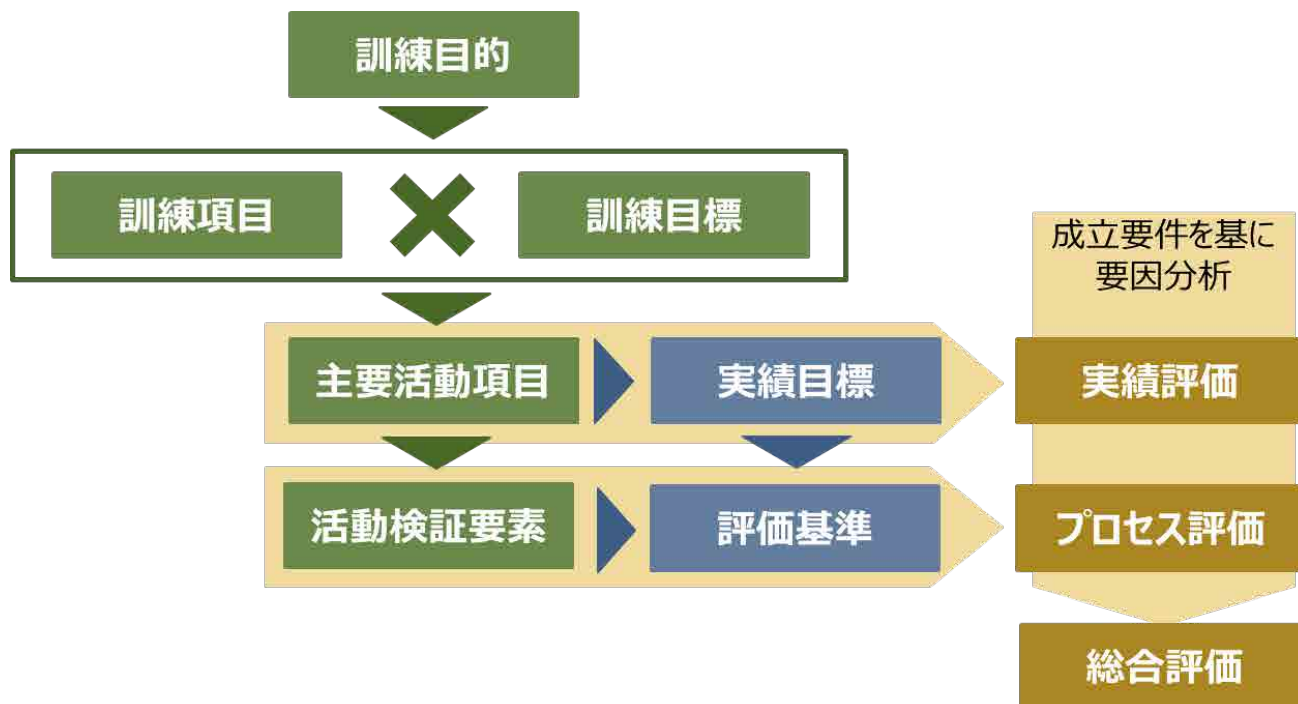
評価種別	評価方法	評価者	評価内容(概要)
自己評価	直後レビュー	官邸・ERC・OFC・地方公共団体訓練対象者	・訓練対象者同士の振り返り、討議を通じた評価
	アンケート	官邸・ERC・OFC・地方公共団体訓練対象者	・訓練対象者の役割に応じた手順の理解度、達成度等の評価
外部評価	評価員評価 (評価チェックシート)	原子力防災専門官 上席放射線防災専門官 外部委託評価員等 ※官邸・ERC・OFC等に配置	・官邸、ERC及びOFC機能班内・機能班間、各拠点間の連携などの対応状況の評価 ・訓練方法の評価
	専門家レビュー	外部専門家 災害対応マネジメント、危機管理、環境影響評価、放射線計測、原子力災害医療等 ※官邸・ERC・OFC等に配置	・各専門家の専門領域に基づく評価 ・訓練方法の評価

「原子力防災訓練ガイドンス 訓練の企画、実施、評価及び改善のあり方」(令和2年3月 内閣府(原子力防災担当))に基づく、「原子力防災及び訓練方法の継続的改善」から抽出

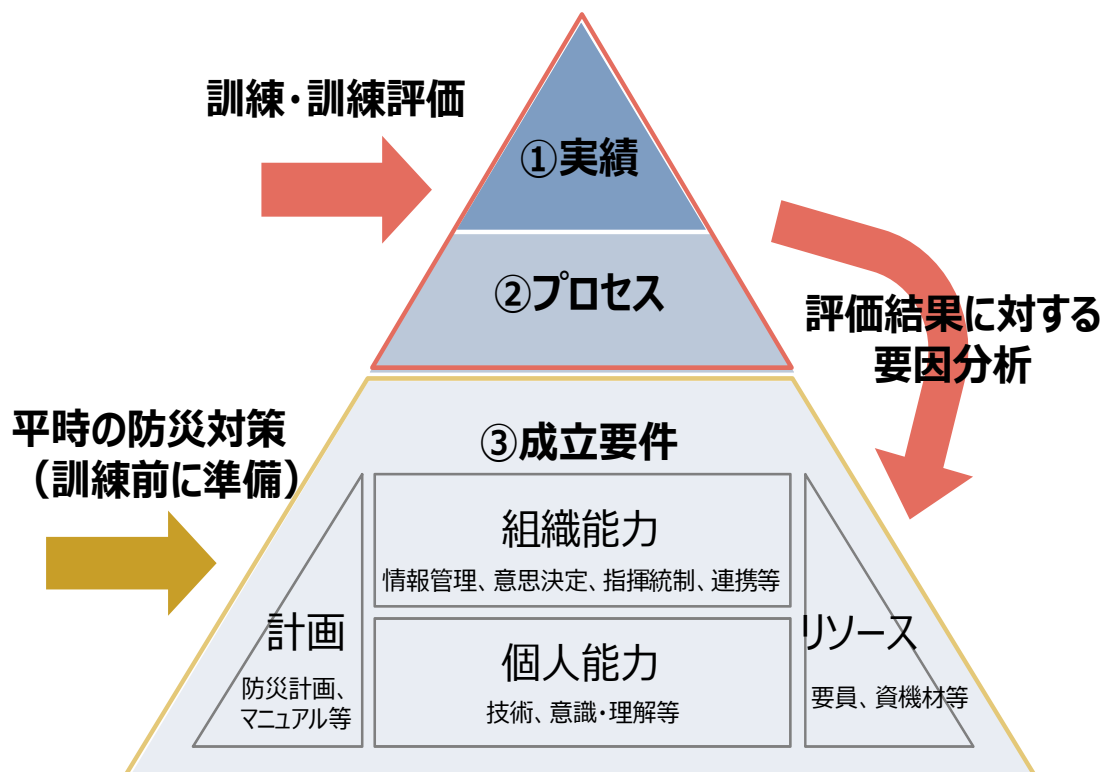
外部専門家・主な評価項目

資料9

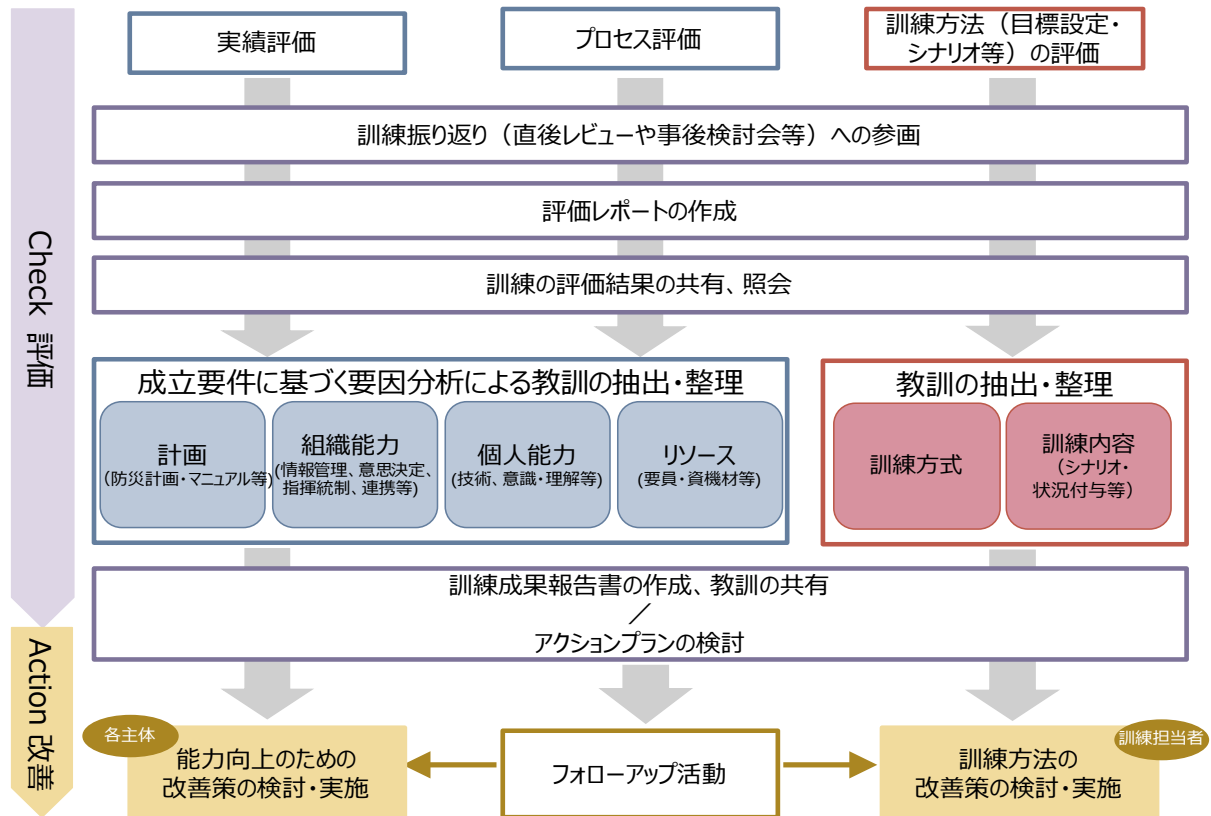
所 属	氏 名	専門分野	主な評価項目(視点)
横浜国立大学	野口 和彦 (H30～)	・危機管理(原子力緊急時対応)、危機管理システム (経歴) ・横浜国立大学リスク共生社会創造センター長 ・避難計画等の継続的改善プロセスの構築の調査・支援業務検討委員 ・原子力防災専門官基礎研修講師	・原子力緊急時対応 ・訓練の方法(方式、内容等) ・今後の課題 等 (場所: 内閣府、ERC)
日本原子力研究開発機構 原子力安全・防災研究所 原子力緊急時支援・研修センター 専門研修グループ	武石 稔 (H29～)	・環境放射線モニタリング (経歴) ・福島環境安全センターにて福島環境回復に関する業務に従事 ・技術士(原子力・放射線部門) ・原子力規制庁「環境放射線モニタリング技術検討チーム」外部専門家 ・原子力規制委員会「緊急事態対応対策委員」	・緊急時モニタリング体制(仕組み)の実効性 ・今後の課題 等 (場所: EMC)
原子力安全研究協会	片桐 裕実 (H28～)	・環境影響評価(モニタリング) (経歴) ・元原子力緊急時支援・研修センター長 ・JANSI「原子力防災訓練ガイドライン検討会」委員 ・避難計画等の継続的改善プロセスの構築の調査・支援業務検討委員 ・原子力安全・保安院「OFCの在り方に関する意見聴取会」委員 ・原子力規制庁「緊急時モニタリングの在り方に関する検討チーム」委員	・県災害対策本部等との連携の在り方 ・今後の課題 等 (場所: OFC)
ベアーズプランニング	熊丸 由布治 (H28～)	・危機管理、災害対応マネジメント、消防戦術、NFPA、FEMA等の有資格者 (経歴) ・(社)災害対応訓練研究所代表理事 ・元在日米陸軍統合消防次長	・米国基準(オンサイト訓練)との比較等 ・原子力災害対策本部事務局における緊急時対応業務の在り方及び関係機関との相互連携 ・今後の課題 等 (場所: オンサイト及びOFC)
量子科学技術研究開発機構 放射線医学研究所 被ばく医療部	富永 隆子 (R6～)	・原子力災害医療、救急医学、災害医学 (経歴) ・量子科学技術研究開発機構 放射線医学研究所 被ばく医療部 次長 ・日本専門医機構認定救急科専門医 ・社会医学系専門医・指導医	・原子力災害時の医療体制、処置に関すること ・医療提供体制の実効性の検証及び課題の抽出 ・医療処置時の放射線防護・汚染拡大防止措置の対応状況の確認 (場所: オンサイト)



「原子力防災訓練ガイダンス 訓練の企画、実施、評価及び改善のあり方」(令和2年3月 内閣府(原子力防災担当))に基づく、「実績・プロセス・成立要件と訓練の関係」から抽出



「原子力防災訓練ガイダンス 訓練の企画、実施、評価及び改善のあり方」(令和2年3月 内閣府(原子力防災担当))に基づく、「実績・プロセス・成立要件と訓練の関係」から抽出



「原子力防災訓練ガイドンス 訓練の企画、実施、評価及び改善のあり方」(令和2年3月 内閣府(原子力防災担当))に基づく、「実績・プロセス・成立要件と訓練の関係」から抽出

主要イベント	官邸等	ERC	OFC	鹿児島県	薩摩川内市	薩摩川内市、 いちき串木野市、 阿久根市、鹿児島市、 出水市、日置市、さつま町
2/14 14:00 地震発生 15:18 要避難者要請文 発出		施設敷地緊急事態 要避難者への避難準備 要請		対象住民への避難 準備要請 施設敷地緊急事態 における防護措置の 準備作業	対象住民への避難 準備要請 調整	
		共有 ← 回答 ←				
16:38 原災法第10条 通報 16:58 施設敷地緊急 事態要避難者の 避難等要請住民 の避難準備要請	川内原子力発電所に関する原子力規制委員会・ 内閣府原子力事故合同対策本部会議 ・要請文発出を決定、防護措置の内容確認 ↓ ・施設敷地緊急事態 要避難者への避難 要請 ・全面緊急事態に 備えた避難等の準備 要請			対象住民への避難 要請、避難等準備 要請、屋内退避準備 要請	対象住民への避難 要請、避難等準備 要請	対象住民への屋内 退避準備要請
	原子力事故合同対策本部会議 ・情報共有、避難要請等の説明、被害状況、 現地活動状況、今後の対応、活動部隊への留 意事項、プラント状況・見通し、モニタリング情 報等		内閣府副大臣(原子力 防災担当)OFC到着 (OFCの体制確立)		第1回現地事故対策連絡会議 ・川内地域施設敷地緊急事態における防護措置実施内容の確認	

司川 糸

要 請

令和7年2月14日15時18分

鹿児島県知事 殿
薩摩川内市長 殿
いちき串木野市長 殿
阿久根市長 殿
鹿児島市長 殿
出水市長 殿
日置市長 殿
姶良市長 殿
さつま町長 殿
長島町長 殿

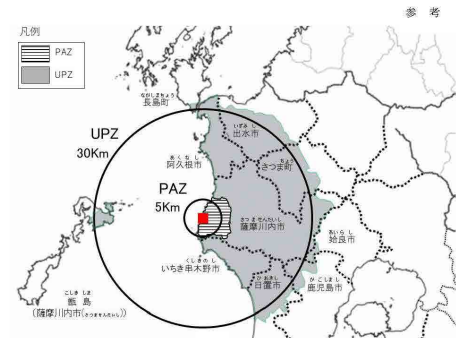
原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部長

九州電力株式会社川内原子力発電所1号機において原子力災害対策指針に定める警戒事態に該当する原子力施設の重要な故障等が発生したことから、下記のとおり対応するよう要請する。

記

- ・九州電力株式会社川内原子力発電所のPAZの施設敷地緊急事態要避難者（注）は、避難の準備を開始すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、屋内退避の準備を開始すること。
- ・同発電所のPAZの施設敷地緊急事態要避難者（注）に対する安定ヨウ素剤の配布の準備を開始すること。
- ・同発電所のPAZ及びUPZの住民、一時滞在者その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。

- （注）施設敷地緊急事態要避難者
「施設敷地緊急事態要避難者」とは、PAZ内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。
- イ 要配慮者（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。）（ロ又はハに該当する者を除く。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの
 - ロ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要がある者
 - ハ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者



区分	都道府県名	市町村名
P A Z	鹿児島県	薩摩川内市の一部
		薩摩川内市の一部
U P Z	鹿児島県	いちき串木野市の全域
		阿久根市の全域
		鹿児島市の一部
		出水市の一部
		日置市の一部
		姶良市の一部
		さつま町の一部
		長島町の一部

警戒事態における官邸チーム(内閣府)の活動状況

資料15



総括班の活動



医療班の活動



放射線班の活動



住民安全班から幹部への説明

警戒事態におけるERCの活動状況

資料16-1



住民安全班の活動



プラント班の活動



広報班の活動



放射線班から総括班(全体指揮)への報告

警戒事態におけるERCの活動状況

資料16-2



医療班の活動



実動対処班の活動



放射線班の活動



運営支援班の活動

警戒事態におけるERCの活動状況

資料16-3



総括班の活動



総括班と医療班の情報共有



プラント班と国際班の情報共有



記者会見



初動対応(原子力防災専門官)



放射線班の初動対応



プラントチームの初動対応



住民安全班の初動対応

住民避難に係る意思決定の流れ(施設敷地緊急事態)

主要イベント	官邸等	ERC	OFC	鹿児島県	薩摩川内市	薩摩川内市、 いちき串木野市、 阿久根市、鹿児島市、 出水市、日置市、さつま町
2/14 16:38 原災法第10条 通報 16:58 施設敷地緊急 事態要避難者の 避難等要請住民 の避難準備要請	川内原子力発電所に関する原子力規制委員 会・内閣府原子力事故合同対策本部会議 ・要請文発出を決定、防護措置の内容確認 ↓ ・施設敷地緊急事態 要避難者への避難 要請 ・全面緊急事態に 備えた避難等の準備 要請			対象住民への避難 要請、避難等準備 要請、屋内退避準備 要請	対象住民への避難 要請、避難等準備 要請	対象住民への屋内 退避準備要請
	原子力事故合同対策本部会議 ・情報共有、避難要請等の説明、被害状況、 現地活動状況、今後の対応、活動部隊への留 意事項、プラント状況・見通し、モニタリング情 報等			第1回現地事故対策連絡会議 ・川内地域施設敷地緊急事態における防護措置実施内容の確認		
			内閣府副大臣(原子力 防災担当)OFC到着 (OFCの体制確立)			
2/15				全面緊急事態における 防護措置の準備作業	調整	調整
	原子力緊急事態宣言 公示・指示発出			第2回現地事故対策連絡会議 ・施設敷地緊急事態に伴う状況報告、全面緊急事態における防護措置実施の準備		

川内地域における施設敷地緊急事態防護措置

資料19-1

[基本的考え方]

PAZ(薩摩川内市)における施設敷地緊急事態要避難者等については、

1. 避難の実施により健康リスクが高まる者は、無理に避難を行わず近隣の放射線防護対策施設で屋内退避を実施。その後、避難の準備が整い次第避難先(鹿児島市内の7施設)へ移動。
2. 避難可能な者は、地区ごとにあらかじめ定められた避難先へ移動。
3. 福祉施設や医療施設といった施設入所者は、施設ごとにあらかじめ定められた避難先へ移動。
4. 学校・保育所の全児童のうち保護者への引渡し完了していない児童は、地区ごとにあらかじめ定められた避難先へ移動し保護者へ引渡し。
5. 観光客等一時滞在者で帰宅手段が無い者は、地区ごとにあらかじめ定められた避難先へ避難。

[1. 避難可能な要避難者]

地区名	避難先(鹿児島市)	対象者(含支援者等)	必要車両
そうろう 瀧浪	総合体育センター武道館	78名	バス:4台、福祉車両:2台
よりた 寄田	鹿児島県文化センター (宝山ホール)	149名	バス:6台、福祉車両:4台
みずひき 水引	・鹿児島県文化センター (宝山ホール) ・かごしま県民交流センター ・県立図書館本館	1,466名	バス:35台、福祉車両:5台
みねやま 峰山	・鹿児島盲学校体育館 ・開陽高等学校体育館 ・鹿児島南高等学校体育館	443名	バス:15台、福祉車両:5台

[1. のうち、福祉・医療施設入所者]

避難先	対象者(含支援者等)	必要車両
鹿児島県内(7施設)	681名(7施設)	バス:15台、福祉車両:5台

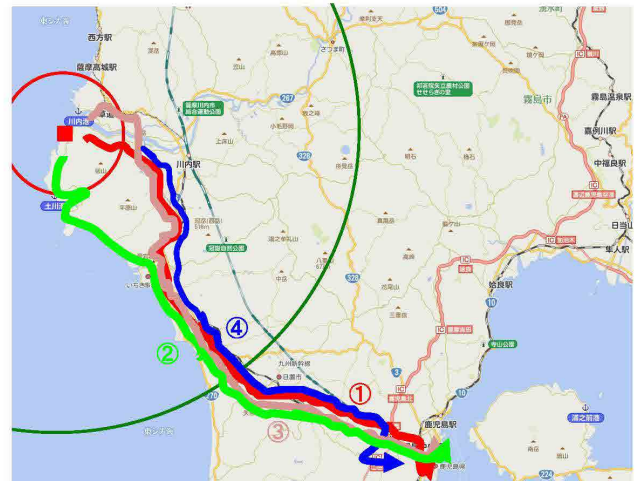
[1. のうち、学校・保育所の児童]

対象者(全児童+支援者等)
413名(5施設)

[2. 避難の実施により健康リスクが高まる者]

屋内退避先	対象者(含支援者等)	必要車両
近隣の放射線防護対策施設(14施設)	27名	福祉車両:2台

[避難先までの主な経路]



そうろう 瀧浪地区 【主な経路①】	よりた 寄田地区 【主な経路②】	みずひき 水引地区 【主な経路③】	みねやま 峰山地区 【主な経路④】
県道43号、南九州道、県道24号、県道218号、国道225号	県道43号、国道3号、南九州道、県道24号、国道225号、県道216号、県道214号、国道58号	県道44号、国道3号、南九州道、国道3号、国道10号	県道43号、南九州道、指宿有料道路、県道20号

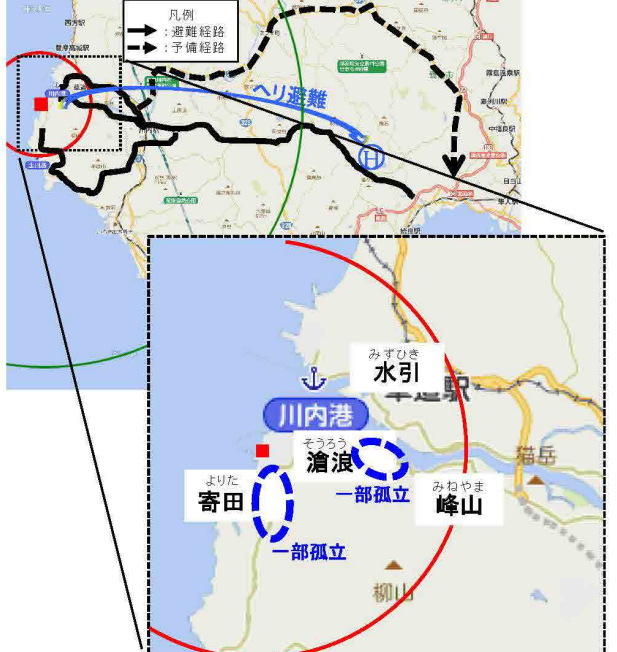
川内地域における施設敷地緊急事態防護措置

資料19-2

要避難者	薩摩川内市地区名	避難先(始良市)	車両の確保状況	避難先までの移動経路	避難先の受入体制
1. 避難可能な要避難者	そうろう 瀧浪 (47名)	始良市加治木福祉センター	○ バス2台(40名)※1 福祉車両0台(0名) マイカー(7名)	○	○
	よりた 寄田 (63名)	始良市文化センター加音ホール	○ バス2台(55名)※2 福祉車両1台(4名)※2 マイカー(4名)	○	○
	みずひき 水引 (757名)	始良市文化センター加音ホール ほか3施設	○ バス20台(636名) 福祉車両8台(24名) マイカー(97名)	○	○
	みねやま 峰山 (207名)	県立加治木特別支援学校屋内運動場ほか2施設	○ バス6台(157名) 福祉車両3台(12名) マイカー(38名)	○	○
1. のうち福祉・医療施設入所者	ファミリーHP薩摩ほか6施設 (418名)		○ バス12台(398名) 福祉車両5台(20名)	○	○
1. のうち学校・保育所の児童	保護者に引渡し中 (330名)		—	—	—

	屋内退避先	移動方法	屋内退避先の受入体制
2. 避難の実施により健康リスクが高まる者	放射線防護対策施設 (全3施設)(18名)	○ 施設車両4台(10名) 移動なし(8名)	○

[避難先までの主な経路]



- 鹿児島市は沿岸部を中心に液化状被害により被災者の受入れが困難であり、始良市を避難先として調整、避難先受入施設についても準備完了
- 避難用車両について確保済み
- 屋内退避先3施設について受入れ準備完了
- PAZ内の学校、保育所等の生徒、児童については15時より順次引渡し中
- 瀧浪地区の一部孤立した要避難者3名(※1)については、薩摩川内市消防局及び陸上自衛隊による道路啓開により、17:00頃孤立解消予定。以降、陸路による避難を計画
- 寄田地区の一部孤立した要避難者59名(※2)については、18:30を目途に県防災ヘリ及び自衛隊ヘリ計2機により延べ4往復にて避難開始予定。ヘリにて始良市スポレク広場「陣ヶ丘」まで移動、さらにバスに乗り換え避難先へ移動予定。必要なバス2台、福祉車両1台についても準備完了

司川 糸

要 請

令和7年2月14日16時58分

鹿児島県知事 殿
薩摩川内市長 殿
いちき串木野市長 殿
阿久根市長 殿
鹿児島市長 殿
出水市長 殿
日置市長 殿
給良市長 殿
さつま町長 殿
長島町長 殿

原子力規制委員会・内閣府原子力事故対応策本部長

九州電力株式会社から川内原子力発電所1号機において原子力災害対策特別措置法第10条第1項に定める事象が発生したとの通報を受け、当該事象が原子力災害対策指針に定める施設敷地緊急事態に該当すると判断したことから、下記のとおり対応するよう要請する。

記

- ・九州電力株式会社川内原子力発電所のPAZの施設敷地緊急事態要避難者（注）は、避難の準備が整った段階で、安定ヨウ素剤の配布を受け避難すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、安全な形で避難できるような準備を進めているので、その準備が整うまでの間は屋内退避すること。
- ・このうち孤立した地区の住民は、安全な形で避難できるような準備を進めているので、その準備が整うまでの間は屋内退避すること。
- ・同発電所のPAZの一時滞在者であって自家用車等で帰宅できる者は、避

1

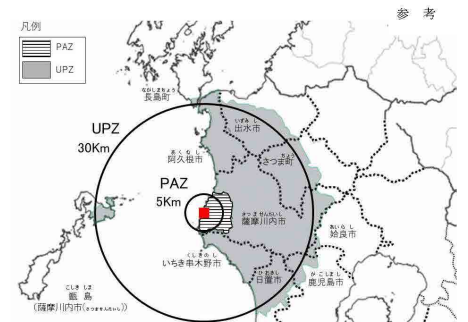
- 難の準備が整った段階で、安定ヨウ素剤の配布を受け帰宅すること。
- ・同発電所のPAZの住民（施設敷地緊急事態要避難者（注）を除く）は、避難の準備を開始すること。
- ・同発電所のPAZの住民（施設敷地緊急事態要避難者（注）を除く）に対する安定ヨウ素剤の配布の準備を開始すること。
- ・同発電所のUPZの住民は、屋内退避の準備を開始すること。当該地域の一時滞在者であって自家用車等で帰宅できる者は、避難の準備が整った段階で帰宅すること。
- ・地方公共団体から津波に係る避難指示等が発令されている地域の住民等は、津波に係る避難指示等が解除されるなど、津波に対する安全が確保できるまで、引き続き津波に係る避難指示等に従い安全を確保すること。
- ・同発電所のPAZ及びUPZの住民、一時滞在者その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。

（注） 施設敷地緊急事態要避難者

「施設敷地緊急事態要避難者」とは、PAZ内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。

- イ 要配慮者（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。）（ロ又はハに該当する者を除く。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの
- ロ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要がある者
- ハ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

2



区分	都道府県名	市町村名
PAZ	鹿児島県	薩摩川内市の一部
		薩摩川内市の一部
		いちき串木野市の金城
		阿久根市の金城
		鹿児島市の金城
UPZ	鹿児島県	出水市の金城
		日置市の金城
		給良市の金城
		さつま町の金城
		長島町の金城

3

施設敷地緊急事態における官邸チーム(内閣府)の活動状況

資料21



プラント班から内閣府特命担当大臣への説明



原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部会議



原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部会議



原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部会議

施設敷地緊急事態におけるERCの活動状況

資料22-1



医療班の活動



住民安全班の活動



広報班の活動



オフサイト総括班から原子力規制委員会委員への報告

施設敷地緊急事態におけるERCの活動状況

資料22-2



放射線班の活動



実動対処班の活動



オフサイト総括班と住民安全班の情報共有



事業者リエゾンからプラント班への報告

施設敷地緊急事態におけるOFCの活動状況

資料23-1



プラントチームの活動



班長会議



現地事故対策連絡会議



実動対処班と住民安全班の情報共有

施設敷地緊急事態におけるOFCの活動状況

資料23-2



現地本部長への状況報告



現地事故対策連絡会議



総括班の活動



医療班の活動

住民避難に係る意思決定の流れ(全面緊急事態)

資料24

主要イベント	官邸等	ERC	OFC	鹿児島県	薩摩川内市	薩摩川内市、 いちき串木野市、 阿久根市、鹿児島市、 出水市、日置市、さつま町
2/15				全面緊急事態における 防護措置の準備作業	調整	調整
			第2回現地事故対策連絡会議 ・施設敷地緊急事態に伴う状況報告、全面緊急事態における防護措置実施の準備			
09:31 原災法第15条 通報 10:35 総理への上申 10:50 原子力緊急事態 宣言 PAZ内の住民の 避難指示 安定ヨウ素剤服用 指示	原子力緊急事態宣言 公示・指示発出			対象住民への避難・屋 内退避指示	対象住民への避難指 示	対象住民への屋内退 避指示
	原子力災害対策 本部会議		第1回合同対策協議会全体会議 ・全面緊急事態における防護措置実施内容の確認、各市町準備状況報告			
2/15 訓練 想定 2/17			OIL2における防護措置実施の準備作業	OIL2における防護措 置実施の準備作業	調整	調整
			第N回合同対策協議会全体会議 ・OIL2における防護措置実施の準備			
薩摩川内市限之 城地区並びにいち き串木野市旭地 区、冠岳地区 生 福地区、上名地区 及び川上地区住 民の一時移転指 示	公示・指示発出			対象住民への 避難指示	対象住民への 避難指示	対象住民への 避難指示

川内地域における全面緊急事態防護措置

資料25-1

[基本的考え方]

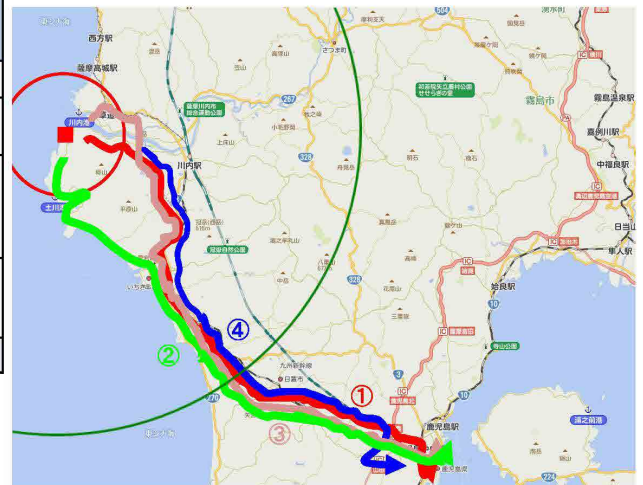
1. PAZの住民は避難先へ移動。
2. UPZの住民は屋内退避を実施。

[計画上の数]

1. PAZの住民(薩摩川内市)

地区名	避難先 (鹿児島市)	対象者 (SE要避難者を除く)	必要車両
そうろう 瀧浪	総合体育センター武道館	292名	バス:3台
よりた 寄田	鹿児島県文化センター (宝山ホール)	88名	バス:4台
みずひき 水引	・鹿児島県文化センター (宝山ホール) ・かごしま県民交流センター ・県立図書館本館	887名	バス:14台
みねやま 峰山	・鹿児島盲学校体育館 ・開陽高等学校体育館 ・鹿児島南高等学校体育館	752名	バス:4台
合計		2,019名	バス:25台

[避難先までの主な経路]



そうろう <瀧浪地区> 【主な経路①】 県道43号、南九州道、県道24号、県道218号、国道225号	よりた <寄田地区> 【主な経路②】 県道43号、国道3号、南九州道、県道24号、国道225号、県道216号、県道214号、国道58号	みずひき <水引地区> 【主な経路③】 県道44号、国道3号、南九州道、国道3号、国道10号	みねやま <峰山地区> 【主な経路④】 県道43号、南九州道、指宿有料道路、県道20号
--	---	--	---

2. UPZの住民

市町村	屋内退避実施対象者
薩摩川内市(さつませんだいし)	86,206名
いちき串木野市(いちきくしのし)	27,472名
阿久根市(あくねし)	20,009名
鹿児島市(かごしまし)	834名
出水市(いずみし)	21,329名
日置市(ひおきし)	26,064名
始良市(あいらし)	5名
さつま町(さつまちょう)	15,405名
長島町(ながしまちょう)	819名
合計	198,143名

川内地域における全面緊急事態防護措置

資料25-2

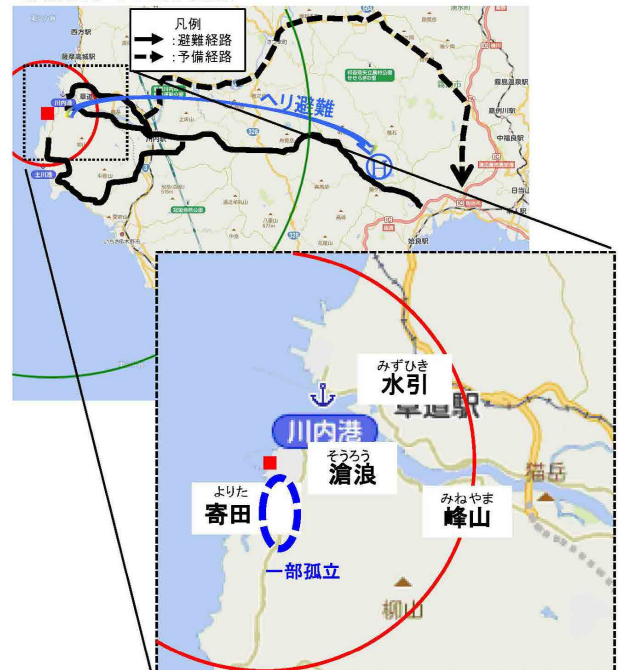
1. PAZ住民(SE要避難者を除く)の避難に係る調整状況

地区名 さつませんだいし (薩摩川内市)	避難先 あいらし (始良市)	車両の 確保状況	避難先までの 移動経路	避難先の 受入体制
そうろう 瀧浪 (178名)	始良市加治木福祉センター	○ バス3台(84名) マイカー(94名)	○	○
よりた 寄田 (120名)	始良市文化センター加音ホール	○ バス1台(19名) バス3台(73名)※ マイカー(28名)	○	○
みずひき 水引 (1311名)	始良市高齢者福祉センター ほか3施設	○ バス17台(487名) マイカー(824名)	○	○
みねやま 峰山 (892名)	県立加治木特別支援学校屋内 運動場ほか2施設	○ バス4台(105名) マイカー(787名)	○	○

2. UPZ住民の状況(屋内退避実施対象者)

市町村	屋内退避実施対象者
薩摩川内市(さつませんだいし)	86,206名
いちき串木野市(いちきくしのし)	27,472名
阿久根市(あくねし)	20,009名
鹿児島市(かごしまし)	834名
出水市(いずみし)	21,329名
日置市(ひおきし)	26,064名
始良市(あいらし)	2名
さつま町(さつまちょう)	15,405名
長島町(ながしまちょう)	819名
合計	198,140名

[避難先までの主な経路]



- 鹿児島市は沿岸部を中心に液状化被害により被災者の受入れが困難であり、始良市を避難先として調整、避難先受入施設についても準備完了
- 避難に必要な車両(バス28台)の確保完了
- 寄田地区の一部孤立した住民73名(※)については15日13:30より県防災ヘリ及び自衛隊ヘリ計2機、延べ5往復による避難を開始予定
- 避難による渋滞緩和のため、予備経路を確保するとともに警察による避難誘導を実施予定